

帝國憲法改正案の一部を次のやうに修正する。

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に選舉された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行爲によつて再び戰爭の慘禍が發生しないやうにすることを決意し、ここに國民の總意が至高なるものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようとして決意した。我らは、平和を維持し、專制と隸従と壓迫と偏狭^{搾取と窮乏}を地上から永遠に拂拭しようとして努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和

のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も自國のことにのみ専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

第一章 國權

第一條 國權は、國民から發する。

第二章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高の總意に基く。

第二條を第三條とし、以下順次繰り下げる。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、

左の國務を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令^{を認證すること}及び條約を公布すること。

二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五^二 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに
全權委任状及び大使及び公使の信任状を認證すること。
六^三 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證す
ること。

七^四 榮典を授與すること。

八^五 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證す
ること。

九^六 外國の大使及び公使を接受すること。
十^七 儀式を行ふこと。

第二章を第三章とし、以下順次繰り下げる。

第二十四條^五 すべて國民は、法律の定めるところにより、そ
の能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて國民は、その保護する兒童に初等教育を受けさせ
る義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十七條^八 財産權は、これを侵してはならない。
才能あつて資力なき青年の高等教育は、國費である。
經濟生活の秩序は、公共の福祉を増進することを目的とする。

この目的に反しない限りにおいて財産權と經濟的自由とは保障される。

財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこ
れを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひ

ることができ。但し、已むを得ない場合には、國會の議決によつて補償を給しない
て用ひることもできる。

第六十九條^七 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行
ふ。

一 憲法改正、法律、政令並びに條約を公布すること。

二 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。

三 國會を召集すること。

四 衆議院を解散すること。

五 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

六 外交關係を處理すること。

七 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては

八 事後に、國會の承認を経ることを必要とする。

九 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理す
ること。

十 豫算を作成して國會に提出すること。

十一 この憲法及び法律の規定を實施するために、政令を制
定すること。但し、政令には、特にその法律の委任があ
る場合を除いては、罰則を設けることができない。

十二 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定
すること。

第九十二條^三 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の實際はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、内閣は、天天皇は、皇の認證を得て國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。